

# SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

2月号 Vol. 94

## 今月の SMILE

今年(今年)は癸卯年(今年)です

皆さん、中国の春節のお休みはいかがでしたか？3年ぶりの制限なしの春節休みだったので、中国の人たちの中には、ふるさとの春節を迎える人も多かったようです。まずは何よりです。

では転じて、世界経済はというと、悲観的な見方が多いようです。国際通貨基金(IMF)や世界銀行は、世界経済の見通し悪化に懸念を示しています。IMFは昨年10月に、ロシアのウクライナ侵襲、エネルギーや食品価格の高騰、インフレ、金利の上昇という要因により、2023年は状況が深刻に悪化する可能性を警告し、今年の世界経済成長率の予測を2.7%に下方修正し、アジアの経済成長の見通しも引き下げました。また世界銀行も今月の報告の中で、世界の経済成長は急激に悪化している、という見方を示しています。そのような中で、中国の専門家が、中国経済を回復させるには、どうしたらよいかの提言をしています。1人は中国の不動産デベロッパー中房集団の理事長の孟曉蘇氏で、彼は「第三屆南方財富峰會」において、「2022年に、中国国民の銀行預金は15万億元増加した。もしこの3分の1の資金が、不動産の購入やリフォームに回ったら中国経済は回復する！」とインタビューの中で述べていました。次に中国銀行保険監督管理委員会の郭樹清主席は、「総所得の内、可能な限り不動産や車などの消費や投資を促す」と述べています。しかし肌感覚では、中国国民もこの3年間で、財布のひもはかたくなっているのではないのでしょうか。15万億元の預金増加は、それを表れているのではないのでしょうか。そして、中国の大手銀行の招商銀行の2021年の財務報告書によれば、1.96%の顧客の資産が、顧客総資産の82.15%を有していることが報告されています。この1.96%の顧客が、2023年に中国国内で、どれだけ投資や消費をするにかかっていますね。

次に1月は、中国の人口が減少したという発表がありました。60年代以来、初めて人口がマイナスになったこととなります。公表されたデータによれば、2022年の中国の出生人口は956万人で、死亡人口は1,041万人とのこと。一般的に経済成長の実現は、人口ボーナスによると言われていています。人口ボーナスとは、生産年齢人口(15~64歳)に対する従属人口(14歳以下の年少人口と65歳以上の老年人口の合計)の比率が低下し、経済成長を促すことです。人口ボーナス期では豊富な労働力を背景に個人消費が活発になる一方、高齢者が少なく社会保障費用が抑えられるため、経済が拡大しやすくなります。人口の面で中国の経済は転換期を迎えていると思います。3月から新しい体制となる中国の2023年の経済対策に注目していきましょう。

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



# 中国経済情報

## マクロ経済情報

### 2022年中国の輸出は7%増 前年から大幅鈍化

中国税関総署が1月13日発表した2022年通年の貿易統計(ドル建て)によると、輸出は7.0%増の3兆5,936億ドル(464兆円)だった。伸び率は約30%増だった前年から鈍化した。22年後半を中心に、世界的に景気悪化の懸念が高まったことを受けて欧米向けなどが伸び悩んだ。輸入も、感染拡大を徹底的に食い止める「ゼロコロナ」政策に基づく移動制限の影響で微増にとどまった。輸出の品目別では、自動車などが大幅に伸びた一方で、家電や携帯電話などが前年割れをした。国・地域別では、米国や欧州連合(EU)向けが1桁台の伸びに留まったのに対し、東南アジア諸国連合(ASEAN)向けは17.7%増と2桁台の伸びを確保した。輸入は、1.1%増の2兆7,160億ドルであった。伸び率は約30%増の前年から大きく縮小した。ゼロコロナ政策の下で防疫措置が強化されて消費が悪化したほか、工業生産にも影響を与えたことが響いた。輸出と輸入を合わせた輸出入総額は4.4%増の6兆3,096億ドルだった。

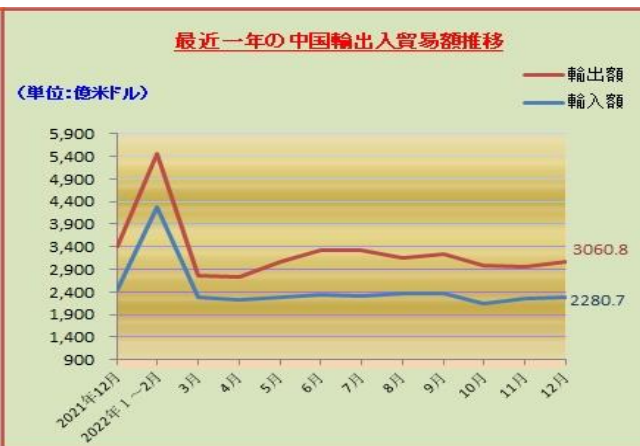
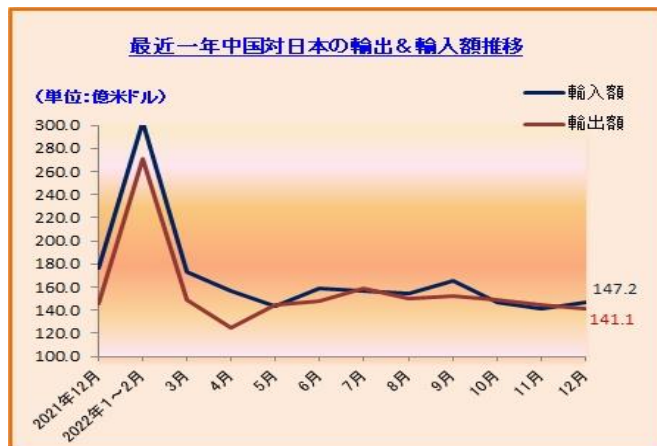
国・地域別では、ロシア向けの拡大が目立った。輸出は12.8%増、輸入は43.4%増だった。日米欧などがロシアに経済制裁を科しているのに対し、中国はエネルギーの輸入を中心に活発な貿易が続いている。

また、22年12月の世界全体への輸出は前年同月比9.9%減の3,060億ドル、輸入は7.5%減の2,280億ドルだった。足元で世界経済の減速懸念が強まっていることを受け、米国向けなどの輸出が低迷している。輸入は、防疫措置の急激な緩和を受けて中国各地で感染者が急増し、消費が落ち込んだとみられる。

23年の中国の輸出入を巡っては、防疫対策の緩和や世界経済の減速懸念が影響するとみられる。税関総署の呂大良報道官は1月13日の記者会見で、今年の輸出入について「現在、中国経済の回復の基盤は、まだ堅固ではなく、外部環境は激動しており、世界経済の下押し圧力が絶えず増大している。中国の貿易は依然として多くの困難に直面している」という懸念を示した。

詳細について、下表をご覧ください。

項目	当月	1月~当月まで累計	当月		1月~当月まで累計
			前月との比較±%	去年同期との比較±%	去年同期との比較±%
進出口総額(輸出入総額)	5,341.4	63,096.0	2.5	-8.9	4.4
出口総額(輸出総額)	3,060.8	35,936.0	3.7	-9.9	7
进口総額(輸入総額)	2,280.7	27,160.0	0.8	-7.5	1.1
進出口差額(輸出入差額)	780.1	8,776.0	-	-	-



2022年12月進出口商品主要国別(地区) 総額表  
(2022年12月輸出入商品主要な国別「地区」総額表)

2023年1月13日

(日本語)	(中国語)	単位:百万美元(百万米ドル)								
輸入原産国(地区)	进口原産国(地区)	輸出入		輸出		輸入		累計額同期比較(%)		
輸出最終目的国(地区)	出口最終目的国(地区)	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	輸出入	輸出	进口
総額	总值	534,144.9	6,309,600.2	306,078.8	3,593,601.5	228,066.2	2,715,998.8	4.4	7	1.1
その内、欧州連合	其中: 欧洲联盟	67,557.7	847,324.9	43,599.4	561,969.9	23,958.3	285,355.0	2.4	8.6	-7.9
その内、ドイツ	其中: 德国	17,926.7	227,625.8	8,898.1	116,226.6	9,088.7	111,399.1	-3.1	1	-7.1
オランダ	荷兰	10,741.7	130,247.3	9,655.8	117,731.0	1,085.9	12,516.3	12	15.1	-10.6
フランス	法国	7,394.5	81,227.5	3,404.6	45,662.7	3,989.9	35,564.8	-4.4	-0.5	-9
イタリア	意大利	6,139.4	77,884.3	3,961.1	50,908.0	2,178.2	26,976.2	5.4	16.8	-11
アメリカ	美国	61,282.8	759,427.1	45,371.0	581,782.8	15,911.8	177,644.4	0.6	1.2	-1.1
東南アジア諸国連合	东南亚国家联盟	90,095.3	975,341.1	53,481.9	567,287.1	36,613.3	408,054.0	11.2	17.7	3.3
その内、ベトナム	其中: 越南	21,362.9	234,920.5	13,233.3	146,959.9	8,129.6	87,960.6	2.1	6.8	-4.7
マレーシア	马来西亚	19,153.9	203,590.2	8,943.1	93,711.3	10,210.7	109,879.0	15.3	19.7	11.8
タイ	泰国	11,279.3	134,997.3	6,992.8	78,479.6	4,286.5	56,517.6	3	13.4	-8.6
シンガポール	新加坡	12,422.5	115,126.0	10,007.5	81,167.6	2,415.0	33,958.4	22.8	47.8	-12.5
インドネシア	印度尼西亚	13,260.7	149,088.2	6,115.0	71,318.1	7,145.6	77,770.1	19.8	17.8	21.7
フィリピン	菲律宾	7,321.3	87,725.6	5,476.2	64,679.4	1,845.1	23,046.2	7.1	13.2	-6.9
日本	日本	28,827.3	357,424.4	14,111.8	172,927.4	14,715.5	184,497.0	-3.7	4.4	-10.2
中国香港	中国香港	30,423.2	305,384.9	29,559.5	297,538.4	863.7	7,846.4	-15.1	-15	-19.1
韓国	韩国	27,886.4	362,288.5	13,507.0	162,621.4	14,379.4	199,667.1	0.1	9.5	-6.5
中国台湾	中国台湾	25,393.4	319,678.4	6,167.9	81,586.8	19,225.5	238,091.7	-2.5	4.2	-4.6
オーストラリア	澳大利亚	18,435.8	220,918.5	7,364.9	78,827.0	11,070.9	142,091.5	-3.9	19	-13.1
ロシア連邦	俄罗斯联邦	17,805.1	190,271.6	8,808.5	76,122.6	8,996.6	114,149.0	29.3	12.8	43.4
インド	印度	11,088.9	135,984.3	9,852.7	118,501.5	1,236.2	17,482.8	8.4	21.7	-37.9
イギリス	英国	8,284.7	103,367.1	6,613.6	81,544.7	1,671.0	21,822.5	-8.1	-6.1	-15
カナダ	加拿大	9,519.8	96,088.1	4,082.3	53,704.9	5,437.5	42,383.3	17.4	4.5	39
ニュージーランド	新西兰	1,760.3	25,151.6	576.9	9,175.4	1,183.4	15,976.2	1.8	7.4	-1.1
ラテンアメリカ	拉丁美洲	37,862.0	485,790.1	18,761.6	252,975.3	19,100.4	232,814.8	7.7	10.6	4.7
その内、ブラジル	其中: 巴西	12,493.6	171,492.0	4,276.7	61,970.0	8,216.9	109,522.0	4.9	15.7	-0.4
アフリカ	非洲	23,151.7	282,000.8	14,752.6	164,491.0	8,399.1	117,509.7	11.1	11.2	11
その内、南アフリカ	其中: 南非	4,018.2	56,739.7	2,163.9	24,196.4	1,854.4	32,543.3	5	14.8	-1.3

注:

1. 東南アジアのナショナルリーグはブルネイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む。
2. 欧州連合は、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、キプロス、ハンガリー、マルタ、ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、チェコ共和国、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを含む。
3. 2020年2月1日から、EUとの貿易総額はイギリスのデータを含まず、前年同期にも対応の調整を行った。

### 中国の生産者物価、昨年12月もマイナス—コロナ感染急拡大の中

中国の生産者物価が昨年12月も下落する一方、消費者物価の伸びは拡大した。新型コロナウイルスを徹底的に抑え込む「ゼロコロナ」政策の事実上の終了で、工場の操業に支障が出たが、活動の重しとなっていた移動制限は解除された。国家統計局が1月12日に発表した2022年12月の生産者物価指数(PPI)では、前年同月比0.7%下落。ブルームバーグ集計のエコノミスト予想中央値は0.1%低下、11月は1.3%下落であった。

一方、消費者物価指数(CPI)は前年同月比1.8%上昇と、エコノミスト予想と一致した。11月(1.6%上昇)からは伸びが拡大した。変動の大きい食品とエネルギーを除くコアCPIは0.7%上昇。前月まで3カ月連続で0.6%上昇していた。

詳細については、下表をご覧ください。

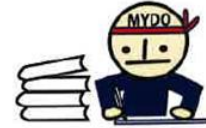
## 2022年12月份的居民消费价格（CPI）变动情况

（2022年12月消費者物価指数「CPI」変動情況）

（中国語）	（和訳）	12月		1～12月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物価指数	0	1.8	2
其中：城市	その内、都市部	0	1.8	2
农村	農村部	-0.2	1.8	2
其中：食品	その内、食品	0.5	4.8	2.8
非食品	非食品	-0.2	1.1	1.8
其中：消费品	その内、消费品	-0.1	2.6	2.7
服务	サービス	0.1	0.6	0.8
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含めない	0.1	0.7	0.9
分类別	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	0.4	3.7	2.4
糧食	糧食	0.2	2.6	2.8
食用油	油脂	0.1	7.2	5.8
鮮菜		7	-8	2.8
畜肉类	畜の肉類	-4.6	11.6	-4.3
其中：猪肉	その内、豚肉	-8.7	22.2	-6.8
牛肉	牛肉	-0.1	0.9	0.9
羊肉	羊肉	-0.5	-3.1	-3.7
水产品	水産品	0.4	3.4	1.9
蛋类	卵	-2.1	9.6	7.2
奶类	ミルク類	0.7	1.2	0.8
鮮果	新鮮フルーツ	4.7	11	12.9
烟草	タバコ	0.1	1.3	1.5
酒类	酒	0.1	1.6	1.6
二、衣着	三、衣類	0.1	0.5	0.5
服装	服装	0.1	0.5	0.6
鞋类	靴	0	0.2	0.3
三、居住	八、居住	-0.1	-0.2	0.7
住房租金	住宅家賃	-0.1	-0.7	-0.3
水、电、燃料	水、電気、燃料	0	0.9	2.9
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	0.3	1.5	1.2
家用器具	家電機器	0.5	0.1	1.4
家庭服务	家庭サービス	0.5	2.2	2.7
五、交通和通信	五、交通と通信	-1.4	2.8	5.2
交通工具	交通機関	-0.2	-2.2	-0.4
交通工具用燃料	交通工具用燃料	-6	10.4	20.9
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	0	1.1	1.5
通信工具	通信ツール	1.7	1.8	-2.2
通信服务	通信サービス	0	-0.3	-0.3
邮递服务	郵便サービス	0.2	0.2	-0.1
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	0.1	1.4	1.8
教育服务	教育サービス	0	1.3	2.1
旅游	旅行	0	3.9	3.2
七、医疗保健	五、医療保健	0	0.6	0.6
中药	漢方薬	0.4	3.1	2.5
西药	西洋薬	0	0.2	-0.4
医疗服务	医療サービス	0	0.5	0.8
八、其他用品及服务	六、その他用品とサービス	0.4	2.8	1.6

2022年12月工业生产者价格（PPI）主要数据  
 (2022年12月生産者物価指数「PPI」変動情況)

(中国語)	(和訳)	12月		1~12月
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)	(%)
<b>一、工业生产者出厂价格</b>	<b>一、工業品生産者出荷価格</b>	<b>-0.5</b>	<b>-0.7</b>	<b>4.1</b>
生产资料	生産手段	-0.6	-1.4	4.9
采掘	採掘	-1.4	1.7	16.5
原料	原料	-0.8	1.2	10.3
加工	加工	-0.3	-2.7	1.5
生活资料	消費資料	-0.2	1.8	1.5
食品	食品	-0.6	3.2	2.7
衣着	衣料品	-0.2	2.4	1.8
一般日用品	一般的な日用品	0.1	1.3	1.6
耐用消费品	耐久消費財	0.1	0.6	0.1
<b>二、工业生产者购进价格</b>	<b>二、工業品生産仕入れ価格</b>	<b>-0.4</b>	<b>0.3</b>	<b>6.1</b>
燃料动力类	燃料動力類	-0.7	7.6	20.9
黑色金属材料类	黒金属材料	0.4	-9.2	-3.6
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	0.9	-1.9	5.4
化工原料类	化学原料類	-0.9	-4.6	6.5
木材及纸浆类	木材及びパルプ	-0.2	4.3	4.5
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金屬類	-0.1	-6.1	3.1
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	-0.2	0.7	2.2
农副产品类	農業副産物	-1.8	7	5.1
纺织原料类	紡織原材料類	-0.6	-3	5
<b>三、主要行业出厂价格</b>	<b>三、主要な業界の出荷価格</b>			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	0.8	-2.7	17
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	-8.3	14.4	35.9
黑色金属矿采选业	黒色金属鉱物採鉱業	1.1	-6.7	-15.4
有色金属矿采选业	非鉄金属鉱物採鉱業	1.1	5.2	8.3
非金属矿采选业	非金屬鉱物採鉱業	0	3.3	5.9
农副食品加工业	農業の食品加工業	-1	6.9	4.7
食品制造业	食品製造業	-0.2	1.5	3.7
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	-0.1	1.3	1
烟草制品业	タバコ製品業	0	0.2	0.6
纺织业	紡績業	-0.5	-2.1	3.6
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	-0.2	1.5	1.3
木材加工和木、竹、藤、棕、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	-0.2	-0.2	1.8
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-0.3	-2	0.6
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	-0.1	0.1	1
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	-3.5	10.1	23.6
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	-1.2	-5.1	7.7
医药制造业	医薬品の製造	0.2	-0.2	0.3
化学纤维制造业	化学繊維製造業	-1.7	-2.3	4.1
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.3	-2.1	1.3
非金属矿物制品业	非金屬鉱物製品業	-0.2	-7.8	1.2
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金属精錬と圧延加工業	0.4	-14.7	-5.8
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金属を製錬すると圧延加工業	1.1	-3.6	5.4
金属制品业	金属製品業	0	-2.9	2.2
通用设备制造业	汎用設備製造業	-0.1	0	1.1
汽车制造业	自動車製造業	-0.1	-0.4	0.2
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	0.2	1.5	1.5
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	-0.2	1.3	0.7
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	0.6	5.1	8.6
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	1.5	8.4	15.9
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0	0.8	1.3



### 上海市、全面的なデジタル化の電子発票の受領試験を展開

全面的なデジタル化の電子発票(以下「全電発票」という)の使用普及を継続して推進するため、国家税務総局上海市税務局は、2022年10月26日に「全面的なデジタル化の電子発票の受領試験の更なる展開に関する公告」(国家税務総局上海市税務局公告2022年第4号)を発表しました。

主な内容は以下の通りです。

- 1.2022年11月7日より、上海市納税者は四川省の試験納税者が電子発票サービスプラットフォームを通じて発行した発票を受け取ることができる。この発票には、「増値税専用発票」という文字を記載する全電発票、「普通発票」という文字を記載する全電発票、紙の増値税専用発票及び紙の増値税普通発票(折畳票)を含む。
- 2.全電発票の普及進捗と試験のスケジュールに基づき、電子発票サービスプラットフォームを通じて発行された発票の試験地区の範囲を、順次全国に拡大し、具体的な範囲拡大時期は、各試験地区の省級税務機関の公告に準ずる。上海市の納税者は新規追加された発票発行の試験地区の納税者が発行した発票を受け取ることができる。
- 3.全電発票試験のその他の事項は、依然として「全面的なデジタル化の電子発票の受領試験の拡大に関する公告」(国家税務総局上海市税務局公告2022年第2号)の規定に基づき執行する。
- 4.本公告を2022年11月7日より施行する。

## 法務情報

### アフターコロナの労働問題及びその対応策～金杜法律事務所

#### 1. はじめに

2022年12月26日、中国中央政府は「ゼロコロナ」政策を廃止し、今年1月8日に「新型コロナウイルス感染「乙類乙管」実施全体計画」を発して、3年にわたる新型コロナウイルス感染に対する「乙類甲管」及び「隔離管理」の規制は終了し、「乙類乙管」の実施に改められ、新型コロナウイルス感染者に対する隔離措置は実行されないものとなった(以下「疾病流行管理新政」という)。これをもって、中国はまさに「アフターコロナ」に入ったといえる。この新政は、企業の労働管理にどのような影響をもたらすのか。企業は労使紛争を避けるため、どのような労働管理措置を講じ、どのような問題に注意する必要があるのか。新型コロナ流行及び管理・抑制措置はコスト上昇、需要収縮等の経営上の問題を企業にもたらし、今後も人員削減の風潮になると予想されるが、企業はそれに起因する集団的な労使間紛争をどのように最大限度において回避するのか。

新年を迎え、我々は、企業が一般に関心を寄せる以上のような問題について、弊所の経験に基づき実務的な意見を読者に提示し、参考に資するものとした。

#### 2. 「甲管」から「乙管」への変更と関わる労働問題

##### (1) 新型コロナウイルス感染のため出勤不能となった従業員に対する賃金の支給

2023年1月8日以前において国が新型コロナウイルス流行に対して行っていたのは「乙類甲管」の特殊政策であり、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者に対する強制隔離措置が要求されていたため、従業員が隔離治療期間若しくは医学観察期間にあり、又は政府による隔離措置その他緊急措施の実施のために正常な勤務及び正常な労働の提供ができなくなった場合、企業はなお、当該労働者が正常に勤務し正常に労働を提供する事情下の基準に基づいて賃金を支給しなければならなかった。しかし、1月8日における「乙類乙管」の実施以降、国は新型コロナウイルス感染者に対する強制隔離措置を取り止め、新型コロナウイルスに感染した従業員が治療又は休養のため出勤不能となった場合、企業は疾病休暇賃金基準に基づいて同人に賃金を支払いさえすれば足りるものとなった。

具体的な疾病休暇賃金基準は、実際に労働者を使用する場所(一般に労働契約に定める実際の勤務地による)の地方規定に基づいて確定する必要がある。たとえば、江蘇省、浙江省及び上海市において、「疾病休暇賃金の計算

に関する上海市労働社会保障局の公告」の下、上海市の疾病休暇賃金は、各従業員の勤続年数に基づき同人の賃金の 60%~100%が支払われるのに対し(上海市の前年度月平均賃金を超えるときは、上海市の年度月平均賃金によることができる)、「江蘇省賃金支払条例」及び「浙江省企業賃金支払管理弁法」は、現地最低賃金基準の 80%以上でなければならないものと、その下限のみを定める一方、企業の社内規定又は労働契約/集団契約等にそれより高い基準が定められているときはその限りでないとしている。

## (2) 新型コロナウイルスに感染した従業員の管理

「乙類甲管」の期間において、従業員は、居住区居民委員会等が発する在宅隔離証明書があれば、皆勤待遇を受けることができたが、1月8日以降、大多数の企業の社内規則及び運用慣習の下、従業員は、病院の印が押された疾病休暇証明書のほか、場合によっては受診記録も提出する必要がある、それにより初めて疾病休暇を取得し、その待遇を受けることができる。しかし、現在の病院の医療リソース逼迫の程度及び現状に鑑み、従業員の観点からすると、受診及び疾病休暇に関する証明書の取得を強制すると、妥当性及び人間性に欠けるものとなる。それゆえ、現時点においては、臨時の管理規定を定め、新型コロナウイルスに感染した従業員に対しては、抗原検査や PCR 検査の結果が提出されれば、一定の日数の疾病休暇を認めるといった対応をすることが提案される。

また、国が1月8日より新型コロナウイルス感染者に対する強制隔離を要求しなくなったことから、一面において、従業員は、疾病休暇の待遇が比較的低いとき、病状が最も重い2~3日が経過した後に職場復帰し、あるいは病状が軽ければ病気を押して勤務するという選択をすることができ、他面において、企業は、早期の全面的な操業再開を希望するが、回復していない従業員の職場復帰による一定程度の感染拡大が懸念される。これについて、国及び地方政府が具体的な規定を定めるまで、既述の疾病休暇規則と同じく、従業員職場復帰の基準は企業の自主的な従業員管理権限の範囲に属すると考えられ、企業においては臨時管理規定等を制定して対応することが提案される。

疾病休暇規則、職場復帰基準等に関する既述の管理規定について、従業員の休憩休暇、労働報酬等と関わることから、企業は制定時に民主的な手続を履行しなければならず、労働契約法4条は、「使用者は、労働報酬、労働時間、休憩・休日・休暇、労働上の安全衛生、保険及び福利厚生、従業員研修、労働規律並びに労働ノルマ管理等の労働者の切実な利益に直接関わる規則制度又は重大事項を制定し、修正し又は決定する場合には、従業員代表大会又は従業員全体の討論を経て、試案及び意見を出し、労働組合又は従業員代表と平等に協議を行い、これを確定しなければならない。規則制度及び重要事項決定の実施過程において、労働組合又は従業員が不適切であると判断した場合、使用者に申し出て、協議を通じてこれを修正し改善する権利を有する。使用者は、労働者の切実な利益に直接関わる規則制度及び重要事項の決定を公示し、又は労働者に告知しなければならない。」と定めている。労働契約法、関連する司法解釈及び多くの判例は、労働者の切実な利益に直接関わる社内規則の制定、修正、廃止等について全従業員の完全な同意を取得することまで要求しておらず、これらの規定及び我々の経験を総合すると、企業が既述のような管理規定を定めるにあたっては、少なくとも次の手続を履行する必要がある。

- i 従業員代表大会又は従業員全体と討論して、制度に対する意見を収集する。
- ii 労働組合と協議して制度の内容を確定する。
- iii 実行する制度の内容を全従業員に公示し、送達し、公表する。

これらの手続の1つでも欠落すると、企業の社内規則の法的効力が発生せず、これにより、企業が社内規則に基づいて行った人事決定が有効な根拠の欠如を理由に無効となるおそれがある。臨時管理規定の早期制定が必要であることを考慮すると、これらの手続は適宜簡略化することが考えられるが、従業員との紛争を極力回避するためには、規定内容は可能な限り合理的なものとするのが求められる。

## 3. 人員削減及び法令を遵守したその方法

中国法上、労働契約解除の方法には、合意解除、労働者の一方的な通知による解除(辞職)、労働者による一方的な即時解除(企業に違法がある場合)、企業による一方的な即時解除(従業員に法定の過失がある場合)、企業の一方的な通知による解除(従業員の業務不適任、医療機関の満了、客観的状況の重大な変化等)、経済的人員削減(リストラ)等がある。弊所が取り扱った案件からみて、実務においては経済的人員削減の運用は多大な困難を伴うことから、大部分の案件においては、法定の経済的人員削減の要件を充足していてもその方法を用いることはせず、多用されているのは多種の解除方法を総合的に運用するものである。

人員削減の平穏な推進のため、企業においては、まず初期段階で各解除方法の適用事由、手続上の要求、法的根拠等を整理するとともに、各種対象従業員の解除策及び補償案を事前に検討したうえで入念に準備する必要がある。具体的には、次に掲げる対応を講じることが提案される。

- (1) 当回の削減規模(人数、所在部署/職務、勤続年数、過去 12 か月の課税前平均賃金、「三期」、「労災」、「職業病」、「疾病休暇」等の特殊事情の有無など)、削減の日程(段階的削減の要否、各回の削減対象者の離職可能な時期及び最終的な離職の時期など)、補償の予算等の基本情報を事前に整理すること
  - (2) 上記(1)を基礎として、合意解除、客観的事情の重大変化、経済的人員削減など 2 種又は 3 種の解除方法を組み合わせた推進計画のほか、各従業員(特に特殊事情のある従業員)に対応する異なる解除対応案を策定すること
  - (3) 具体的な実施の過程において、労働組合及び/又は従業員から寄せられた意見に基づき、対応案の適時調整や実際の状況に基づく別の解除方法を導入すること
- 以下においては、従業員削減案件において採用する主な解除方法について概説する。

### 方式 1:合意解除

中国法上、企業と従業員は合意の後に労働契約を解除することができ、契約解除、経済補償、賠償金等について双方が締結した契約は、法律又は行政法規の強制規定に違反せず、詐欺、脅迫又は他人の困難に付け込む事情も存在しない場合、有効と認定される。また、合意解除の最大の長所は、適用対象につき法律規定による制限を受けないという点にある。妊娠、労災、職業病、疾病休暇等の特殊事情を有する従業員を含め、労使間の合意さえあれば、企業は制限されることなく労働契約を解除することができる。もちろん、実務においては通常、これらの特殊な事情のある従業員には一定額の追加的な経済補償が行われ、公平性及び人道性への配慮もなされている。

労働契約の合意解除は、労働紛争の発生を最大限に回避することができ、企業にとって最も穏当な人員削減方法であるが、補償金額が企業と従業員との交渉によって定まる点が短所となり、双方が合意に達しなければ合意解除を実現することはできず、人員削減のコストも相対的に比較的高額となる。

### 方式 2:客観的状況の重大な変化に基づく一方的解除

アフターコロナの時代において、多くの企業が「新型コロナウイルス流行による経営困難」をもって「客観的状況の重大な変化」が成立するとし、それを理由に従業員を削減しようと考えている。現在の司法実務において、一部の地域には特定業種(飲食業、旅行業など)の企業にそれを理由とする人員削減を認められる判例が確かに存在するとはいえ、一般的には、「客観的状況の重大な変化」は依然として労働法の領域における曖昧な概念に留まり、労働仲裁委員会及び裁判所に認められない可能性が高いと考えられる。労働契約法 40 条は、「次に定める事情のいずれかがあるときは、使用者は、労働者に対して 30 日前までに書面をもって通知することにより、又は労働者にその 1 か月分の賃金を追加で支払うことにより、労働契約を解除することができる。……(三)労働契約の締結時に根拠となった客観的な状況に重大な変化が発生したために労働契約の履行が不能となり、使用者及び労働者が協議しても労働契約の内容の変更について合意に達することができないこと」と定めている。この「客観的な状況」の認定基準について、現時点における比較的確定的な法律文書は主に「〈労働法〉の若干の条文に関する労働部の説明」(労弁発[1994]289 号)であり、その第 26 条によると、「企業の移転、吸収合併、会社資産の移転等、不可抗力の発生その他労働契約の全部又は一部の条項の履行を不能とする状況の出現であって、本法第 27 条に定める客観的状況(経済的人員削減に関する事情)を除くもの」とされている。さらに、大部分の地域には、「客観的状況」の意味をより明確化する具体的な地方規定又は判決の指針が存在しないため、各地の労働仲裁委員会及び裁判所には、これらが同一の地域に属していても、「客観的状況の重大な変化」の適用に関する判断基準の不一致が生じている。

このように、「客観的状況の重大な変化に基づく一方的解除」は、理論上、企業において一方的に決定することができ、従業員が納得しない場合においても、その同意を得ずに、法定の基準に基づいて従業員に経済補償金を支払った後、同人との労働契約を解除することができる。しかし、従業員が企業の主張する解除理由を認めない場合、労働紛争に発展するリスクが高い。仮に労働仲裁又は訴訟において、企業の主張する解除理由が仲裁委員会又は裁判所により「客観的状況の重大な変化」とは認められない場合には、「不当解雇」が成立するものとして、従業員との雇用関係が回復され、又は 2 倍の経済補償金(賠償金)を支払う必要がある。

### 方式 3:経済的人員削減

経済的人員削減は、これら 3 つのうち、所要時間が最も長く、手続上の要求が最も複雑な方法である。労働契約法 41 条によると、20 人以上の人員を削減し、又は 20 人未満ではあるが企業の従業員総数の 100 分の 10 以上を削減する必要があるとき、使用者は、30 日前までに労働組合又は全従業員に状況を説明し、労働組合又は全従業員の意見を聴取した後に、人員削減計画を労働行政部門に報告することにより、それを行うことが可能となる。換言すると、経済的人員削減の過程においては、(1)30 日前までに労働組合又は全従業員への説明を行うとともに、これらの意見を



聴取すること、(2) 人員削減計画を労働行政部門に報告すること、これら 2 つの手続を踏まなければならない。

これら 2 つの手続は簡単なようであるが、実務においては所在地の労働行政部門(通常は企業が所在する区・県の社会保険基金管理局の労働関係科であるが、各地政府の組織構造により異なることが考えられる)の要求が異なるため、比較的大きな困難と遭遇することが多い。たとえば、前述した(1)の手続に関して、一部地域の労働行政部門は、労働組合又は全従業員から書面により意見を聴取することを企業に要求するが、労働組合又は全従業員が協力を拒否したときはどのように対応すべきか。また、(2)の手続に関して、一部地域の労働行政部門は、直近 3 年の赤字を累計した財務報告の提出を企業に要求し、これを受けて初めて従業員削減計画を承認しているが、新型コロナウイルスの流行以降の実務においては、労働行政部門が企業の従業員削減計画の受領を拒み、又は先送りするケースのほか、人員削減に先立ってまずは労働組合又は全従業員と減給等の計画について交渉し、それが決裂した後に初めて人員削減を行うことができるという特殊な要求を企業に対して行うケースも見受けられる。

このように、法令においては、経済的人員削減の補償基準及び手続のいずれについても明確な規定が定められている一方で、実務運用においては、地方によって政策上の要求が異なるため、経済的削減による解除方法の採用を検討する際には、事前に企業所在地の労働管理当局の理解・協力を得るためそれとの十分な意思疎通を保つことが提案される。

#### 4. おわりに

紙幅の制限ゆえ、アフターコロナ時代の労働問題に関し、上述の 2 つの観点から解説を行った。「ゼロコロナ」政策の廃止と隔離規制の終了は中国経済や企業経営にプラスの影響を与える一方、「乙類甲管」などの労働政策に関する規定が必ずしも明確ではない。このような中、企業がその労働管理において適切に対応しない場合には、労使紛争が生じる可能性が極めて高いと予想される。また、コロナ禍の影響により、経営難の局面に遭遇し、やむを得ず人員削減を行う必要のある企業も少なくないが、社会安定を最優先とする今の中国では、大規模な人員削減は決して容易ではなく、入念な検討と事前準備が必要である。

情報提供: 金杜法律事務所



### 特別連載読み物

ナニワのおっちゃん経営道！  
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

#### 第 87 回 : 「へぼ社員、“奥ゆかしさ！” と、“(仕事を)なにもしない！” を履き違え、社員は、“無風！” のままで時間が過ぎ、会社は、“暴風雨！” の真ただ中！！」

昔々、私が現役時代の役員になって間もない頃の話です。役員会で、社長から、“責任を果たしていない！” と指摘されている役員 A さんが、その話題の約 10 分間(会議中、ず〜っと指摘され続ける 10 分間は、結構長いと思うのですが)、その間ずっと、下を向いたまま、自分の手をいじっているのです。そのうち、その話題が終わり、何もなかったように、会議は次の話題に入っていく、A さんは責任を問われることもなく、会議は終了しました。その間の役員 A さんはまさに、“奥ゆかしい人” そのものの姿でした。新人役員だった私は、その会議に出席していて、指摘され続けた役員 A さんの“ヘナマズるい姿勢” も、それを、“ただのお話し事！” で済ませてしまうトップの姿勢も、不思議な風景としてみながら、「経営って、そんな甘いもんやないはず！？」・・・とっていました。(その後まもなく、私は中国駐在で、本社を留守にしたのですが)そんな風土のままで経営が執行され続けていた会社は、その数年度、私の中国滞在中に、経営危機に陥ってしまいました。まさに、会社は“暴風雨” にさらされる結果になっていったのです。目的意識もなく、無為に過ごす人間の「無責任」を許す風土では、今は“無風” でも、後に必ず、“暴風雨” に見舞われる！・・当たり前の事ですね。皆さんも、ご自身や、周囲の人の意識・動きに、常に関心を持っていただきたいものです。

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185